令和８年１月

お客さま　各位

暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みについて
（口座名義人と異なるご依頼人名で行うお振込みの制限）

今般、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺、不正送金事案等において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者へ振込みされる事例が多数発生しています。

当金庫は、金融庁および警察庁からの、法人口座およびインターネットバンキング利用を含む預貯金口座の不正利用防止に向けた対策である「振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者への送金停止」の要請を踏まえ、下記のとおり対応させていただきます。

記

- 暗号資産交換業者や資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人名と異なるご依頼人名にてお振込みされる場合は、お振込みをお断りさせていただきます。また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただく場合があります。

- 不正送金未然防止のため、お振込みの理由を確認させていただくとともに、必要に応じて資料等の提出を求める場合があります。

お客様の大切な資産を守るため、ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

以上

関連情報

金融庁

「第三者への資金移動が可能な暗号資産交換業者への不正送金対策の強化について」
https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240207.html

警察庁

「暗号資産交換業者への不正送金対策の強化に関する金融機関への要請について」
https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/koho/news/20240206.html

湖東信用金庫